

13. 自己点検・評価

【到達目標】

21世紀における急激な社会の変化の中で、高等教育機関としての大学の果たすべき役割と責任が厳しく問われている。大学は、これまで蓄積された「知のパラダイム」を新しい世代に伝達するとともに絶えずこれを革新し、社会の発展に貢献する役割を担っている。また本学は、私学としての独自の建学の精神と教育理念に基づき、学生に対して全人教育を実施することにより、優れた人材を育成していく使命がある。

こうした使命を果たすためには、研究水準の一層の向上と教育内容の高度化・多様化を絶えず推進していかなければならない。これまで本学は、永年にわたり、膨大な人的、物的および知的資源を蓄積してきたが、それをさらに有効に活用するためには、適切な自己点検・評価が必要となる。

本学でも、平成12(2000)年に『21世紀を拓く福岡大学』をテーマに全学的な自己点検作業を実施したが、それからすでに7年が経過した。この間、大学を取り巻く状況は急速な変化を遂げており、改めて全学的な自己点検の作業が必要となっている。

以上のような認識に基づいて、本学は、次のような目標を掲げて自己点検・評価に取り組む。

- (1) 本学の研究・教育・経営の全面的な改革推進のために自己点検を行う。
- (2) 教育・研究活動の目標を定め、将来への具体的な課題を提示する。
- (3) 自己点検のための恒常的なシステムを確立し、教職員の意識改革を促す。
- (4) 事業実績、内部監査、格付などの評価内容を積極的に学外に公表する。

(1) 自己点検・評価

【現状の説明】

平成元年7月、中長期的な将来計画を検討するため「福岡大学将来構想フォーラム」を発足させ、約1年かけて分科会方式による全学的な討議をかさね、本学の将来に向けての課題と問題点の洗い直しを行った。

平成4年3月、学長の諮問機関として「福岡大学基本計画委員会」を設置し、その下に教育制度専門部会、大学評価・自己評価専門部会など六つの専門部会を設けた。これら専門部会では、全学的な視野から具体的な課題について問題点の整理と検討をすすめ、改善に向けての種々の提案を出し、平成5年11月、それまでの活動を「福岡大学基本計画委員会報告書」として刊行した。

その中での「大学評価・自己評価専門部会」から提言のあった自己点検・評価の実施に向け、組織・体制および点検評価項目等を定めるため、平成7年12月、本学学部学則第1条の2で自己点検・評価の実施について規定し、それを受けて関連する規程の整備を行った。

平成8年1月、自己点検・評価運営委員会を設置。実施にあたっての基本方針およびその方法等について決定し、本学第1回目の自己点検・評価を開始した。同年4月「福岡大学自己点検・評価規程」を制定し、実施組織・体制を明文化した。同年10月「福岡大学の現状と課題(1996年)〈福岡大学自己点検・評価報告書〉」として刊行し、公表した。平成12年2月、福岡大学自己点検・評価規程に基づきその実施組織である運営委員会、実施委員会を設置し、第2回目の自己点検・評価活動を開始した。平成13年2月、『21世紀を拓く福岡大学—2000年度 自己点検・評価報告書—』を刊行し、学内外に公表した。また、大学基準協会に相互評価の申請を行った。平成14年3月、大学基準協会の相互評価認定を受けた。平成17年7月、大学基準協会へ上記評価結果の助言・勧告事項に対する改善報告書を提出した。平成18年3月、大学基準協会から同改善報告書に対する検討結

II. 大学 自己点検・評価

果の通知を受けた。

さらに、平成 20 年に第 2 回目の認証評価を受けるため、申請に向けた報告書の作成を進めた。なお、その実施・組織体制は「I. はじめに」の項を参照されたい。

以上は、大学院を含めての自己点検・評価活動であるが、特に法科大学院においては、同大学院の自己点検・評価および認証評価規程に基づき、平成 17 年度に財団法人日弁連法務研究財団のトライアル評価を受け、平成 19 年に同財団の認証評価を受けた。

【点検・評価】

本学での自己点検・評価への取組みは、大学院を含め実質的に平成 4 年から始めており、比較的早い段階から今日まで不断の活動に取り組んできたといえる。

「福岡大学自己点検・評価規程」に基づき設置する委員会等の組織は、学長を議長とし各組織の長をもって構成する運営委員会の下に部門ごとに実施委員会を置くなど、全組織が有機的に参加するよう組織化されている。また、同規程に定められた評価項目についても本学の教育研究活動等が網羅されているなど、本制度は恒常的な点検評価による改善機能を整備していると評価できる。

しかし、各実施委員会の運営は各組織に委ねられており、その活動内容、運営方法は各委員会によって異なっているのが実情である。また、委員会の構成員は、各組織の運営に主体的に関わりあう教務委員などいわゆる組織の執行部が中心であり、点検・評価を踏まえた改善・改革への理解・取組みが必ずしも全構成員に周知徹底されているとはいいがたい。また、大学院については、今後独自の自己点検・評価規程を定めるなど点検・評価制度の充実が望まれる。

【改革・改善策】

自己点検・評価活動を報告書の作成、認証評価の申請だけで終わらせないために、大学院を含めた常設の組織を設置し、報告書の内容についてだけではなく、自己点検・評価の活動そのものについて、制度およびその運営方法等について総括するなど、常に自己点検・評価活動のシステム改善について検討していく必要がある。

(2) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

【現状の説明】

本学の自己点検・評価規程第 6 条では、「報告された自己点検・評価の結果を有効に活用し、改善が必要と認められたものについては、その改善に努める」と規定されているが、これまでの自己点検・評価の作業により、さまざまな分野で改善が図られてきた。

その内容は多岐にわたるので、重要な点に絞って述べると、まず教学面では、これまでの FD 活動の成果として、平成 17 (2005) 年に「教育マネジメントサイクル」が導入された。これは教育目標を明確に設定し、その実現に向けた行動プログラムを策定、実行、評価しその評価に基づく改善 (PDCA) を組織的・継続的に図り、教育効果を高めていくシステムである。

運営面では、平成 18 年度に、専務理事の下に内部監査室を設置し本学の業務が基本方針に沿って適正に行われているかを調査し、その成果を本学の健全な発展と社会的信頼の保持に生かすべく業務監査を開始した。平成 18 年度は 4 部門に対して実施し、改善勧告を行った。各部署からは、具体的改善方策が示され、今後フォローアップ監査を実施する。

さらに、平成 16 年 6 月に株式会社格付投資情報センター (R&I) から長期優先債務格付け AA- (方向性は安定的) を取得し、今年度 (平成 19 年度) まで維持している。これは、学外からの資金

調達を目的とするものではなく、法人全体の経営力・財務の健全性を判断する指標として学外に開示し社会的信頼性を高め、教育、研究、医療活動の維持向上につなげるためである。各部署は、格付けを向上させるために改善・改革に積極的に取り組んでいる。

大学院についても自己点検・評価規程に基づいた改善の努力が図られている。また特に、法科大学院では、法科大学院における自己点検・評価及び認証評価に関する規程を定め、平成 17 年度に日弁連法務研究財団によるトライアル評価を受けるとともに、平成 19 年には法科大学院に関する自己点検・評価を実施した。

【点検・評価】

F D 活動については、教育マネジメントサイクル活動を通じて、教職員の意識向上にも効果が出ており、これまで部門単位にとどまっていた教育改善活動が大学全体として体系化した活動として根付き始めている。内部監査については、まだスタートしたばかりであることから、全学的な監査にまでには至っていないが、PDCA サイクルに基づいて大学業務の効率化・適正化に鋭意努めるなど、長所として評価できる点もある。

ただ、法科大学院が自己点検・評価に関する独自の規程を定めているのに対し、大学院には独自の規程がないという現実がある。大学院についても、その必要性を検討すべきである。

【改革・改善策】

F D 活動については、学部・学科および各センターごとの実施内容の具体化と点検、全学的な取り組みの組織化、その効果の検証と改善に取り組む必要がある。内部監査に関しては、その対象範囲の拡大、改善勧告の実施システムの整備、フォローアップ監査の実施などが今後の課題である。

大学院に関しても全学的な自己点検・評価体制のもとで改善を実施する（大学院の F D 推進活動については大学院を参照のこと）。法科大学院については、平成 19 年に実施した自己点検・評価に関する報告書の取りまとめが進められており、義務化されている 5 年に 1 回の法科大学院認証評価への対応とともに、今後の具体的改善に取り掛かる。

（3）自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

平成 12（2000）年および今回の自己点検・評価活動は、本学の自己点検・評価規程に則り学内者により組織された運営委員会および実施委員会によって実施されており、学外者などの第三者は本活動に参画していない。

ただし、自己点検・評価ではないが本学の取り組みに対する学外者の評価として、前述のように格付投資情報センターによる格付けを受けている。これは、21 段階ある格付けの上から 4 番目の高い評価であり、本学の歴史や伝統、健全な財政運営に基づいた教育研究や医療における様々な取り組みが総合的に高く評価された結果である。さらに、工学部化学システム工学科では当学科の教育プログラムが、平成 15 年に日本技術者教育認定機構（JABEE）により認定された。

また、大学院のうち法科大学院（法曹実務研究科）においては、平成 17 年度に財団法人日弁連法務研究財団のトライアル評価を受け、引き続き平成 19 年度に同財団による認証評価を受けることとしている。この自己点検・評価および認証評価は、法科大学院の規程に基づき、本学職員以外の外部委員も構成員に含めて組織される自己点検・評価委員会が行っている。

II. 大学 自己点検・評価

【点検・評価】

制度化された自己点検・評価活動が実施されるまでは、これだけ細部にわたって「福岡大学」を見直すことは少なかったように思われる。また、これまでにやってきた自己点検・評価によって本学の誇れる点や改善すべき点もはっきりしてきた。本来、この自己点検・評価活動の質を担保するためには、学外有識者などの第三者を含めた外部委員等による点検・評価作業などにより客観性をもたせることが重要である。本学では、法科大学院など一部の部署については第三者を参画させたり、あるいは格付けや JABEE による外部評価などを実施してきたが、大学全体から見ればまだ一部に過ぎない。その点において、本学の自己点検・評価活動は第三者の関与が少なく、客観性・妥当性が希薄であると思われる。

【改革・改善策】

早急に自己点検・評価規程の見直しを行い、外部有識者で構成する「外部評価委員会」を組織し、点検・評価活動の最中から意見を聴取するなど、点検・評価活動の客観性・妥当性の確保に努めるよう規程改正を行う。さらに、参画させる学外有識者をバランスの取れた構成とするなど、その運用について十分検討する。

また、大学院のうち法科大学院（法曹実務研究科）においては、自己点検・評価委員会の構成員として職員以外の外部委員 1 人を参画させているが、客観性を担保するものとしては不十分であり、第三者評価委員会を設置し、自己点検評価委員会の作成した報告書の検証を行うなどの改善を検討している。

（４）大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

【現状の説明】

<文部科学省> 平成 18(2006)年度の医学部看護学科の設置認可申請および寄附行為変更認可申請に際し、設置認可関係 1 件、寄附行為変更認可関係 3 件の留意事項が付された。

<大学基準協会> 平成年 3 月の相互評価認定の際に、13 項目の助言と 3 項目の勧告を受けた。本学は、助言および勧告を真摯に受け止め速やかに改善・改革に努め、平成 17 年 7 月末に「改善報告書」を提出した。この改善報告書に対し、平成 18 年 3 月に「今後の改善経過について再度報告を求める事項なし」との改善報告書検討結果を受けた。

【点検・評価】

<文部科学省> 学科等の新設に伴い設置認可時に文部科学省から付された留意事項に対しては、学年の進行に合わせて「履行状況報告書」により改善内容を報告し対応している。設置認可時に教員補充の指摘を受けた授業科目については兼任講師を採用し、科目を開設した。また、寄附行為変更認可に係る留意事項についても、「理事長の選任、理事・評議員の補充」を行い、「決算に関する理事会および評議員会の運営」を私立学校法第 46 条の規定に沿うよう改め、既に実施している。

<大学基準協会> 助言と勧告に該当する各部署の学部長、研究科長等を含む教育職員と事務局が協働し、助言、勧告事項の改善・改革を主導実施し、企画運営会議を経てその結果を改善報告書として作成した。指摘された助言 13 項目、勧告 3 項目の全てについて、改善・改革がなされた。

【改革・改善策】

<文部科学省> 平成 19 年 4 月の看護学科開設時まで、留意事項に対して改善策を実行した。今後は、開設認可時の設置計画を誠実に履行し社会への責任を果たし、教員組織、教育課程等のさ

らなる充実により社会から信頼される保健師および看護師を養成することが重要である。

＜大学基準協会＞ 大学評価は、本学に対する第三者（学外者）からの客観的な改善、改革事項の指摘であり、指摘事項を改善充実させ、社会への約束を果たし信頼に応えることが重要である。全学的な自己点検・評価活動ならびに大学評価への取組みを、単に報告書作成に関係する者だけでなく教職員全員への点検・評価とし、自己点検・評価の恒常的なシステムを確立する。また、自己点検・評価結果による改善・改革点を取り入れた事業計画、教育マネジメントサイクルを含むFD活動、学校法人への格付け評価等への取組みを通して、教職員の意識改革を促す。

（5）大学院の自己点検・評価、自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

本学では自己点検・評価については大学全体で取り組んでいる。法科大学院を除く各研究科の自己点検・評価および学外者による検証については前述のとおりである。